

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

前文

日本国及びチリ共和国（以下「チリ」という。）は、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、

知的財産の十分な保護及び競争法令の効果的な執行が両締約国間の貿易及び投資を奨励することを認識し、

両締約国間の戦略的な経済上の連携が、経済的及び社会的利益をもたらし、新たなかつより良い雇用の機会を創出し、国民の生活水準を向上させ、並びにアジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化並びに国

際的な場におけるより広範な協力の触媒を提供することを信じ、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを確信し、

両締約国が国家の政策目的を実現するために規制を行う権利を有することを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び両締約国が締結している他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務に基づき戦略的な経済上の連携を促進し、及び発展させるための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 自由貿易地域の設定

両締約国は、ここに自由貿易地域を設定する。

第二条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- a) (千九百九十四年のガット第二十四条の規定に従い、両締約国間の物品の貿易を自由化すること。
- b) サービス貿易一般協定第五条の規定に従い、両締約国間のサービスの貿易を自由化すること。
- c) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
- d) 両締約国における政府調達に両締約国の供給者が参加する機会を増大させること。
- e) 知的財産の十分な保護を提供し、及びこの分野における協力を促進すること。
- f) 各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。
- g) 両締約国におけるビジネス環境を整備すること。
- h) 紛争を防止し、及び解決するための効果的な手続を創設すること。

第三条 他の協定との関係

両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第四条 公表

1 一方の締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係者及び他方の締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、第十条に規定する連絡部局を通じ、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第五条 通報

一方の締約国は、自国がとろうとする措置がこの協定の実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性があり、又はこの協定に基づく他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼす可能性があると認める場合には、当該他方の締約国に対し、第十条に規定する連絡部局を通じ、実行可能な範囲内で、当該措置を通報する。

第六条 公衆による意見提出

各締約国は、自国の法令に従って、実行可能な範囲内で、次の事項を行う。

a) 一般に適用される行政上の規制であつて、当該締約国が設定しようとし、及びこの協定の対象となる

事項に影響を及ぼすものを事前に公表すること。

- b) (当該規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えること。

第七条 行政上の措置に関連する手続

締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

- (a) 自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。
- (b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。
- c) 時間的にかつ手続の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、最終的な行政上の決定を行う前に、申請者に対し自己の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会を与えること。

第八条 審査及び上訴

- 1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由

がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を設定し、又は維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平で、かつ、そのような行為の行政上の実施に責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、また、事案の結果について実質的な利害関係を有していないはならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となつている行政上の行為に関し、2(b)の決定が機関又は当局によって実施されることを確保する。

第九条 秘密の情報

1 一方の締約国は、国内法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の

秘密性を保持する。

2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第十条 連絡部局

各締約国は、この協定の対象となる事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 一般的定義

第十一条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

a) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定をいう。

(b) 「区域」とは、

i) 日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であつて、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。

ii) チリについては、チリの主権の下にある陸地、海域及び空間並びにチリが国際法及びチリの法令に基づき主権的権利及び管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈 このb)の規定は、国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c) 「委員会」とは、第百八十九条の規定により設置する委員会をいう。

d) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

(i) 日本国については、財務省をいう。

ii) チリについては、税関庁をいう。

e) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

- (f) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される社団、会社、団体、組合、信託、合弁企業、個人企業その他の事業体をいう。
- (g) 「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。
- (h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (i) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。
- j) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。
- (k) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

- (1) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、慣行、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
- (m) 「締約国の自然人」とは、締約国の法令の下で次の要件を満たす自然人をいう。
- (i) 日本国については、日本国の国民であること。
- (ii) チリについては、チリの国民又はチリにおける永住者であること。
- (n) 「原産品」とは、第四章の規定に従って原産品とされる産品をいう。
- (o) 「両締約国」とは、日本国及びチリをいい、「締約国」とは、日本国又はチリをいう。
- (p) 「者」とは、自然人又は企業をいう。
- (q) 「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。
- (r) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。
- (s) 「貿易関連的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

t) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三章 物品の貿易

第一節 一般規則

第十二条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十三条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととなる。

第十四条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税

を撤廃し、又は引き下げる。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って適用される税率より関税を引き上げてはならない。

3 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

第十五条 関税上の評価

関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十六条 輸出税

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる税又は手数料その他のあらゆる種類の課徴金も新設し、又は維持してはならない。ただし、そのような税又は手数料その他の課徴金が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税又は手数料その他の課徴金を超えない場合は、この限りでない。

注釈 「手数料その他のあらゆる種類の課徴金」とは、提供された役務の費用に応じた手数料その他の課

徴金であつて、世界貿易機関設立協定に適合するものは含めない。

第十七条 農業輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関の枠内であらゆる農産品についての輸出補助金を撤廃するという目的を十分に考慮に入れて、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第十八条 輸入及び輸出の制限

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

第十九条 国際収支の擁護のための制限

1 この節のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書

一 A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この節のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二節 二国間セーフガード措置

第二十条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、第十四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

a) (前節の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止する

こと。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二十一条 調査手続

1 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2c)に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

2 1に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているかいないか、又は与えるおそれがあるかないかをこの節に基づいて決定するための1に規定する調査においては、当該調査を行う締約国の権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての要因であって、客観的かつ数値化されたもの、特に当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入の増加した当該原産品の国内市場占拠率並

びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を評価する。

4 原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの、又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が、当該原産品の輸入の増加と重大な損害又はそのおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第二十二条 条件及び制限

次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、四年を超えないものとする。

b) 二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該

二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(c) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

d) この節のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

i) (千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

ii) 農業協定第五条の規定

(e) 一方の締約国が他方の締約国に対し次条1 b) (の規定に従って二国間セーフガード措置をとる決定についての通報を行う時点で、当該他方の締約国から当該一方の締約国に向けて輸送中である特定の原産品の輸入については、二国間セーフガード措置をとってはならない。

(f) 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとら

れなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

第二十三条 通報

1 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する第二十一条1に規定する調査を開始する決定を行う場合

b) 二国間セーフガード措置をとり、延長し、又は緩和する決定を行う場合

2 1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

a) 1 a)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

b) 1 b)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置

の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

第二十四条 協議及び補償

1 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第二十一条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及びこの条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

2 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

3 両締約国が1に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる一方の締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができると。ただし、他方の締約国に対し、停止される譲許に関する情報とともに、そのような停止について、事前に書面による通報を行うものとする。譲許の適用を停止する権利を有する当該一方の締約国は、実質的

に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

第二十五条 暫定的な二国間セーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第二十条2 a)又はb)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

3 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、第二十一条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、第二十二条a)に規定する期間に算入される。

4 第二十二条f)並びに次条1及び2の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第二十一条1に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第二十六条 雑則

1 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

2 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

3 第二十三条1、第二十四条3及び前条2に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語で行う。

4 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この節の規定について見直しを行う。

第三節 他の規定

第二十七条 物品の貿易に関する小委員会

1 この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

a) (次の事項について見直し及び監視を行うこと。

i) この章及び次章の規定の実施及び運用

ii) いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書四の改正

(iii) 第五十二条に規定する運用上の手続規則

(b) この章及び次章の規定に関連する問題について討議すること。

(c) 委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 委員会が第九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

5 魚及び魚製品に関する作業部会を小委員会の下に設置する。当該作業部会の詳細については、この協定を実施するために両締約国政府間で締結される別の取極（以下「実施取極」という。）で定める。

注釈 チリについては、実施取極は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として実施される。

第二十八条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 農業に関する協定をいう。

b) 「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A セーフガードに関する協定をいう。

c) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十条 2 に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(d) 「関税」とは、製品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

i) 締約国の産品であつて、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に

対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

- (ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

- iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

- (e) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

- f) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

- (g) 「輸出補助金」とは、農業協定第一条e)に掲げる輸出補助金をいう。

- (h) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十五条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(i) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

j) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい
い、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第四章 原産地規則

第一節 原産地規則

第二十九条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書二に定める品目別
規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

(d) 当該締約国において完全に生産される産品（統一システムの第六一類から第六三類までの産品を除
く。）であつて、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により

関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書二に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該産品の原産資格割合が、四十五パーセント以上（同条1 a）に規定する計算式を用いる場合）又は三十パーセント以上（同条1 b）に規定する計算式を用いる場合）であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

i) 当該産品が、組み立てていないか又は分解してある状態で当該締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2 (a)の規定に従って組み立てられた産品として分類されること。

(ii) 当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。

2 1 a) (1) の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a) (1) 当該締約国において抽出される鉱物性生産品

- (b) 当該締約国において収穫される植物性生産品
- c) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- d) 当該締約国において狩猟、わなかけ又は漁ろうにより得られる産品
- e) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (f) 次のすべての要件を満たす船舶により、両締約国の領海の外側に位置する海から得られる魚介類その他の水産品
 - i) 当該締約国において登録されていること。
 - ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
 - (iii) 当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。
 - iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
 - v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

注釈1 国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務を害することなく、このf)の規定は、このf)に規定する船舶により他方の締約国の排他的経済水域から得られる魚介類その他の水産品については、適用しない。

注釈2 このf)(iii)からv)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第一万八千八百九十二号）経過規定第十条の規定に基づき千九百九十一年六月三十日の前にチリにおいて登録された船舶並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。

- (g) 次のすべての要件を満たす工船の船上においてf)に規定する産品から生産される産品
- (i) 当該締約国において登録されていること。
 - ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
 - (iii) 当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

- (iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
- v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。
注釈 このg)からv)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第一万八千八百九十二号）経過規定第十条の規定に基づき千九百九十一年六月三十日の前にチリにおいて登録された工船並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。
- (h) 当該締約国又は当該締約国の自然人若しくは企業により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- i) 次のi)又はii)から生じ、又は得られる廃品及びくず
 - i) 当該締約国における生産
 - ii) 中古の産品であつて、当該締約国において収集されるもの。ただし、当該産品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。
- (j) 当該締約国において専らa)からi)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いず

れの段階で生産されるものであるかを問わない。）

- 3 1 c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第三十条 原産資格割合

- 1 前条1(c)の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

- (a) (非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）

$$QVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

- (b) 原産材料の価額に基づく計算式（積上げ方式）

$$QVC = \frac{VOM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「TV」とは、2に規定する場合を除くほか、製品の取引価額であつて、本船渡しの価額に調整されたものをいう。

「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であつて、次条の規定に従つて決定されたものをいう。

「VOM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての原産材料の価額であつて、次条の規定に従つて決定されたものをいう。

2 製品の取引価額が存在しない場合又は製品の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該製品の価額は、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従つて決定する。

第三十一条 材料の価額

1 材料の価額は、

(a) 当該材料の取引価額とする。

b) 当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従つて決定する。

2 1に規定する材料の価額には、

a) (製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

b) 製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用(再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。)を含めることができる。

3 生産者が所在する締約国において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用(一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。)を含めない。

第三十二条 きん 少の非原産材料

製品の生産に使用する非原産材料であつて、関連する関税分類の変更が行われなないものが全体として附属書二に定める価額、重量又は容積による特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該製品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たつて考慮しない。

第三十三条 累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十四条 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において

一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十五条 セット、キット又は複合的な産品

1 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がこの章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、輸出締約国の原産品とする。

2 1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第三十六条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次のa)及びb)の規定の要件を満たす場合には、当該産品が締約国の原産品であるかかを決定するに当たって考慮しない。

a) 当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当

該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第四十条 原産資格を与えることとならない作業

1 産品は、次の作業が行われることのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業

b) 改装及び仕分

- (c) (組み立てられたものを分解する作業)
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- e) 統一システムの解釈に関する通則 2 a) (の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集)

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) a) から f) (までの作業の組合せ

2 1の規定は、附属書二に定める品目別規則に優先する。

第四十一条 積送基準

1 一方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

a) (当該一方の締約国から他方の締約国に直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三

国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われてい

ないこと。

2 締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とみなさない。

第四十二条 展示会

前条の規定にかかわらず、第三国における展示会の後に一方の締約国に輸入される他方の締約国の原産品であつて、次のa)及びb) i)又は(ii)の規定の条件を満たすものは、当該他方の締約国の原産品とする。

(a) 当該第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていたこと。

b) i) 当該第三国に直接輸送され、かつ、当該第三国から直接輸送されたこと。

ii) 積替え又は一時蔵置のために他の第三国を経由して輸送された場合にあつては、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

第二節 原産地証明書及び関連手続

第四十三条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国の税関当局は、次に掲げる輸入については原産地証明書の提出を要求しない。ただし、当該輸入が、この条及び第四十六条に定める原産地証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一又は二以上の輸入を構成しないことを条件とする。

(a) その課税価額の総額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国の税関当局が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入

b) 当該輸入締約国の税関当局が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3 輸出締約国の原産品が第三国における展示会の後に輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のa)及びb) i)又は(ii)に定めるもの提出を要求することができる。

(a) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該原産品が

前条 a) の規定の条件を満たすことを証明するもの

b) i) (通し船荷証券の写し

ii) (当該原産品が他の第三国を経由して輸送された場合には、当該他の第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該他の第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4 3に規定する場合を除くほか、輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

a) 通し船荷証券の写し

b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であつて、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四十四条 原産地証明書

- 1 原産地証明書は、輸出者によって行われる書面による申請に基づき、附属書三に掲げる輸出締約国の権限のある当局（以下この章において「権限のある当局」という。）が発給する。
- 2 輸出締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令に従い、原産地証明書の発給について責任を負う団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を指定することができる。
- 3 輸出締約国の権限のある当局が原産地証明書を発給する団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し、書面により当該団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。
- 4 この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第五十二条に規定する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。原産地証明書には、附属書四に定める事項についての記載を必ず含める。
- 5 原産地証明書は、英語で記入する。
- 6 発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回の輸入について適用され、か

つ、当該原産地証明書が発給された日から一年間有効なものとする。

7 製品の輸出者が当該製品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

a) (当該輸出者が輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出する申告書であつて、当該製品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

b) 当該輸出者の要請により、当該製品の生産者が輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて7 b)に規定するものが、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し、輸出される製品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後のみ発給される。輸出締約国の権限のある当局又は指定団体は、自国の関係法令に従い、当該輸出者又は当該生産者に対し、当該製品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を提供することを要請することができる。

9 輸出締約国の権限のある当局は、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が使用する印章の図案

を輸入締約国に提供する。

10(各締約国は、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十五条 輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて前条7 b)に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従つて確保する。

(a) (産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。

b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

第四十六条 輸入に関する義務

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国の税関当局は、他方の締約国から輸入される産

品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a) 有効な原産地証明書に基づき、当該産品が輸出締約国の原産品であることについて書面による申告を行うこと。

(b) 申告を行う際に原産地証明書を所持すること。

(c) 輸入締約国の税関当局の要請に応じ、原産地証明書を提出すること。

(d) 申告の基礎となる原産地証明書が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

2 各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明書を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明書及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

注釈 チリへの輸入については、超過して徴収した関税は、この2に規定する輸入者に還付される。

第四十七条 原産地証明書に基づく確認の要請

1 輸入締約国の税関当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正

確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2 輸出締約国の権限のある当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十四条7b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

4 1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行う

ことを妨げない。

第四十八条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であつて第四十四条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、輸出締約国の権限のある当局に対して要請すること。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が所持するものを提供することを、輸出締約国の権限のある当局に対してa)に規定する訪問の間に要請すること。

2 輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国の権限のある当局に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受

領の確認を伴う方法により当該輸出締約国の権限のある当局に送付する。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
 - c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。）
 - e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国の権限のある当局は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国の税関当局に対して書面により回答する。

5 輸出締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意す

るその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第四十九条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国の権限のある当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該輸出締約国の権限のある当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a) () 当該輸出締約国の権限のある当局が要請に対し第四十七条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合

b) 当該輸出締約国の権限のある当局が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第四十七条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該輸出品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に依りて第四十七条又は前条の規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該決定は、第四十七条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局が当該輸出締約国の権限のある当局から提供された情報を受領した日から四十五日以内に送付されるものとする。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該決定を通報する。

第五十条 虚偽申告に対する罰則及び措置

1 各締約国は、原産地証明書が発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて第四十四条7 b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2 各締約国は、原産地証明書が発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であつて第四十四条7 b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠つた場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

第五十一条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

輸入者は、この協定の効力発生の日⁽¹⁾に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であり、又は一時蔵置されている産品について、関税上の特惠待遇を要求することができない。ただし、⁽²⁾a)当該産品がこの章のすべての関連する要件を満たし、かつ、b)当該輸入者が、国内法令に従い、⁽³⁾・及⁽⁴⁾的に発給された原産地証明書及び、必要に応じて、当該産品の輸入に関するその他の文書をこの協定の効力発生の日から四箇月を超えない期間内

に、当該輸入締約国の税関当局に提出する場合を除く。

第三節 他の規定

第五十二条 運用上の手続規則

委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、前章及びこの章の規定に基づく任務を遂行する。

第五十三条 雑則

- 1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。
- 2 附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

第五十四条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて、当該輸出締約国から産品を輸出するものをい

う。

b) 「本船渡し」とは、輸送の方法のいかんを問わず、買手に直接引渡しを行うまで売手が費用及び危険を負担するという取引条件をいう。

c) 「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

d) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(e) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する者をいう。

(f) 「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために

使用される産品をいい、次のものを含む。

- i) 燃料及びエネルギー
 - ii) 工具、ダイス及び鋳型
 - i ii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
 - (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品
 - v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
 - vi) 試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
 - vii) 触媒及び溶剤
 - viii) 他の産品に組み込まれていないその他の産品であつて、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの
- g) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。
- (h) 「締約国の原産材料」とは、締約国において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品（第三

十三条の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。)をいう。

(i) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であつて、第三十八条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(j) 「関税上の特惠待遇」とは、第十四条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

k) 「生産者」とは、産品又は材料の生産を行う者をいう。

(1) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

m) 「産品の取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して産品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であつて、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、産品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。

n) 「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う

取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であつて、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従つて調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、製品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。

第五章 税関手続

第五十五条 適用範囲

- 1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従つて、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十六条 透明性

- 1 各締約国は、情報通信技術を最大限に利用して、自国の関税法令及び税関に係る行政上の手続に関して一般に利用されるすべての関連情報をいかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する。

- 2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、可能な限り、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って公に利用可能なものとする。
- 3 一方の締約国は、この協定の実施及び運用に実質的に影響を及ぼす可能性がある税関手続に関する自国の政策の重大な変更について、他方の締約国に対し事前に通報するよう努める。
- 4 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供するよう努める。
- 5 各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、インターネット等により、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第五十七条 通関

- 1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。
 - 2 各締約国は、物品の不正取引の効果的な取締りを確保しつつ、通関を迅速に行うため、次の事項を行う。
- (a) (う) 国際的な基準を考慮して、情報通信技術を利用するよう努めること。

(b) 認定され、又は登録された者が自国の税関当局に申告することを可能とする利用しやすい情報通信技術制度を採用し、又は維持すること。

(c) 簡素化された税関手続を採用し、又は維持すること。

d) 関税協力理事会の主権の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

e) 適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

i) 自国の他の国内当局

ii) 自国の貿易関係者

(iii) 第三国の税関当局

第五十八条 協力

1 両締約国は、税関手続の分野において相互に協力する。

2 1に規定する協力は、実施取極で定めるところによって実施される。

第五十九条 罰則

各締約国は、自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する。

第六十条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - b) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (c) この章に関して、両締約国間の物品の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。
 - (d) 委員会が第九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
 - 4 小委員会の組織については、実施取極で定める。

第六十一条 定義

この章の規定の適用上、締約国の「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、通過、蔵置その他の関連する事

項であつて、当該締約国の税関当局の権限の下にあるものに関する当該締約国の法令をいう。

第六章 衛生植物検疫措置

第六十二条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であつて、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。

第六十三条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第六十四条 照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第六十五条 衛生植物検疫措置に関する作業部会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに衛生植物検疫措置に関する作

業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を任務とする。

a) 両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

b) 衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(c) 衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協力の努力について協議すること。

(d) 両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力について討議すること。

3 作業部会は、衛生植物検疫措置に責任を有する両締約国政府の職員から成る。

4 作業部会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第六十六条 第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第七章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六十七条 適用範囲

1 この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（以下この章において「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に適用する。

2 この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

第六十八条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する自国の権利及び義務を再確認する。

第六十九条 協力

1 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手

続の分野において協力する。

2 1の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(a) 両締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、及びセミナーを開催すること。

(b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

c) 適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

3 この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第七十条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

a) (前条の規定に基づく協力を調整すること。

(b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

c) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d) 適当な場合には、委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 委員会が第百九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第七十一条 第十六章の規定の不適用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第八章 投資

第一節 投資

第七十二条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて

適用する。

a) 他方の締約国の投資家

b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

c) 第七十七条及び第八十七条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて、当該一方の締約国の区域内にあるもの

2 この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

3 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、第十章の規定が適用されるものについては、適用しない。

4 この章の規定は、附属書五の規定に従う。

第七十三条 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資

財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七十四条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び当該他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七十五条 一般的待遇

一方の締約国は、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1 この条は、一方の締約国の区域内において他方の締約国の投資家が取得する投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の経済的な権利及び利益を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいう。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待

遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

注釈3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため自国の裁判所の裁判を受け、及び自国の行政機関に申立てをする権利に関し、当該投資家に対し無差別待遇を与える。

第七十六条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事態により、当該一方の締約国の区域内において他方の締約国の投資家が取得する投資財産に関して損失を被つた当該他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家と与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法として支払が行われる場合には、完全に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3 1及び2の規定は、第七十九条5b)に定める補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

第七十七条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売

を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること。ただし、次の場合を除く。

i) (司法上又は行政上の手続の結果として自国の競争法令に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又はそのような移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii) 貿易関連的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合

(g) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスを、自国の区域外の特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- 3 a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。
- (b) 1 (a) から c) まで並びに 2 a) () 及び b) () の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

c) (1 b)、(c)、f) 及び(g)並びに2 (a)及びb)の規定は、政府調達については、適用しない。

(d) 2 a) 及びb)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1 及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七十八条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産である自国の企業に対し、特定の国籍を有する人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産である自国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができない。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第七十九条 適合しない措置

1 第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

a) (これらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの

i) チリについては、

(A) 国の政府により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

B) 地方政府により維持される措置

注釈 「国の政府」には地域政府を含む。

(ii) 日本国については、

A) 中央政府又は都道府県により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

B) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

(b) a) に規定する措置の継続又は即時の更新

c) a) に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第七十三条、第七十

四条、第七十七条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2 第七十三条、第七十四条、第七十七条及び前条の規定は、附属書七の自国の表に記載する分野、小分野

又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書七の自国の表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。

4 第七十三条及び第七十四条の規定は、貿易関連的所有権協定に基づく義務の例外又は特別の取扱いの対象となるいかなる措置についても、適用しない。

5 第七十三条、第七十四条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

a) (政府調達

(b) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

第八十条 通報

1 一方の締約国が、附属書六の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合には、当該一方の締約国は、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関

する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第八十一条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものを含める。

- a) 当該投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- b) 利益、配当、利子、資本利得、使用料、運営に関する報酬、技術支援に対する報酬その他の報酬
- c) 当該投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- d) 融資契約その他の契約に基づいて行われる支払
- e) 第七十六条1及び2並びに次条の規定に従つて行われる支払
- f) 次節の規定に基づき生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行

われることを認める。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

a) (破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

b) 証券又は派生商品の発行、交換又は取引

c) 刑事犯罪

(d) 通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

4 この条の規定は、附属書八の規定に従う。

第八十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家が自国の区域内において取得する投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共のためであること。
 - b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 2から4までの規定による迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
 - (d) 正当な法の手続及び第七十五条の規定に従って行われるものであること。
- 2 補償は、収用が公式に発表された時又は収用が行われた時のいずれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。当該公正な市場価格には、収用が公式に発表され、又は収用が行われる前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。当該補償は、遅滞なく支払われなければならない、完全に換価することができ、かつ、自由に移転することができるものでなければならない。
- 3 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。
- 4 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、a) (にb)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額

を下回らないものとする。

a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

5 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与については、適用しない。

注釈 この条の規定は、附属書九の規定に従つて解釈する。

第八十三条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、当該投資家が他方の締約国の区域内において取得する投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となつた当該投資家の権利の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認

すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利と内容及び範囲において同じ権利を行使する権利を有することを承認すること。

2 当該投資家は、1の規定により代位されなかつた自己の権利を引き続き行使することができる。

第八十四条 特別な手続及び情報の要求

1 第七十三条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資活動及び自国の区域内において当該投資家が取得する投資財産に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者であり、又は投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第七十三条及び第七十四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は自国の区域内において当該投資家が取得する投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集す

ることを目的として、当該投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該情報であつて秘密のものについては、当該投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入力し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第八十五条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する支払及び資金の移転に関し、第七十条三条及び第八十一条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

- c) (一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
 - d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
 - (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- 3 この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第八十六条 利益の否認

- 1 一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を認めることができる。
- a) (当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
 - b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害

することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、第三国又は自国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第八十七条 環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二節 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第八十八条 協議及び交渉

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて、当該投資紛争を解決する

よう努めるべきである。

第八十九条 請求の仲裁への付託

- 1 投資紛争が協議及び交渉を通じて解決することができない場合には、一方の締約国の投資家は、
 - (a) 自己のために、次の i) 及び ii) の事項から成る請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。
 - i) () 他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと。
 - ii) () i) の違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該投資家が被ったこと。
 - b) 当該投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する法人である他方の締約国の企業のために、次の i) 及び ii) の事項から成る請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。
 - i) 他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと。
 - ii) i) の違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。
- 2 締約国の投資家が取得する投資財産は、請求を、この節の規定による仲裁に付託することができない。
- 3 a) 前節の義務の規定以外のこの協定の規定に違反があったとする請求は、この節の規定による仲裁に付

託することができない。

b) (締約国の投資家は、この協定の効力発生の日前行われた行為若しくは生じた事実又はこの協定の効力発生の日の前に消滅した事態に関連する請求を、この節の規定による仲裁に付託することができない。

4 一方の締約国の投資家は、他方の締約国に対し、請求をこの節の規定による仲裁に付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

- (a) (当該投資家の氏名又は名称及び住所並びに、1 b) (の場合には、企業の名称、住所及び設立場所
- b) 違反があったとされる前節の条項
- (c) 当該請求の根拠とされる事実及び法的根拠
- (d) 当該投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

5 一方の締約国の投資家は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、1に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

- (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約を締結している場合に限る。
 - b) ICSIDに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、締約国のいずれか一方のみがICSID条約を締結している場合に限る。
 - (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁
 - (d) 紛争の当事者が合意する場合には、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁
- 6 この節の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。
- (a) ICSID条約第三十六条1)に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時
 - b) ICSIDに係る追加的な制度についての規則付表C第二条に規定する仲裁の請求を事務局長が受領した時
 - c) UNCITRAL仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知を、同規則第十八条に規定する請求の陳述書とともに、被申立人が受領した時
 - d) 5 d)の規定により、他の仲裁機関による仲裁又は他の仲裁規則による仲裁が選択された場合には、仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定め

がある場合は、この限りでない。

a) 及び b) に規定する仲裁の請求並びに (c) 及び (d) に規定する仲裁に関する通知は、以下この節において「仲裁の通知」という。

7 申立人は、仲裁の通知には、次の a) 又は (b) の事項を明記する。

(a) 申立人が任命する仲裁人の氏名

b) 事務局長が、申立人の仲裁人を任命することにつき、当該申立人が与える書面による同意

8 5 の規定に従って適用される仲裁規則（この節の規定による仲裁に請求が付託された日において有効なものに限る。）は、この節の規定によって修正する部分を除くほか、当該仲裁を規律する。

第九十条 仲裁への同意

1 各締約国は、この節に定める手続に従って行われる仲裁に請求を付託することに同意する。

2 1 の規定による同意及びこの節の規定による仲裁への請求の付託は、次の (a) 及び b) の規定の要件を満たさなければならない。

(a) 両当事者の書面による同意に関する I C S I D 条約第二章の規定及び I C S I D に係る追加的な制度

についての規則の規定

b) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

第九十一条 同意に関する条件及び制限

1 この節の規定による仲裁への請求の付託は、投資家（第八十九条1 a)の規定により付託する請求の場合）又は企業（同条1 b)の規定により付託する請求の場合）が、同条の規定に従って主張される違反が発生したこと及び当該投資家又は当該企業が損失又は損害を被ったことを知った、又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

2 この節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)又はb)の場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

a) (第八十九条1 a)の規定により付託する請求については、次のi)からiii)までの規定の条件を満たす場合
i) (申立人が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

ii) 申立人が、第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続において手

続を開始する権利を書面により放棄すること。

iii) 申立人が、(ii)に規定する行政裁判所又は司法裁判所においていかなる手続も開始していないこと。

投資家がそのような手続を開始することを選択した場合には、その選択は最終的なものであり、かつ、当該投資家は、その後はこの節の規定による仲裁に請求を付託することができない。

b) 第八十九条1b)の規定により付託する請求については、次のi)からiii)までの規定の条件を満たす場合

(i) 申立人及び企業の双方が、この節に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

ii) 申立人及び企業の双方が、第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し、又は他の紛争解決手続において手続を開始する権利を書面により放棄すること。

iii) 申立人又はii)に規定する企業のいずれもが、ii)に規定する行政裁判所又は司法裁判所においていかなる手続も開始していないこと。投資家又は企業がそのような手続を開始することを選択した場合には、その選択は最終的なものであり、かつ、当該投資家又は当該企業のいずれもが、その後はこの節

の規定による仲裁に請求を付託することができない。

- 3 2 a) ii) 及び iii) 並びに 2 (b) ii) () 及び iii) () の規定にかかわらず、申立人又は 2 b) ii) () 及び iii) () に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

第九十二条 裁判所の設置

- 1 裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争の当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争の当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

- 2 請求が仲裁に付託された日から七十五日以内に、仲裁人のいずれかが 1 の規定により任命されない場合には、紛争の一方の当事者のいずれも、3 の規定の要件に従うことを条件として、事務局長に対し、I C S I D の仲裁人名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

- 3 裁判長となる仲裁人は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民で

あつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争の一方の当事者のいずれかにより雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の請求を取り扱ったことがあつてはならない。

4 裁判所の設置の日は、すべての仲裁人が任命され、かつ、その任命が受諾された日とする。

第九十三条 準拠法

1 この節の規定による仲裁に請求が付託される場合には、裁判所は、2の規定に従うことを条件として、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

2 委員会が採択するこの協定の規定の解釈は、裁判所を拘束するものとし、いかなる裁定も、当該解釈に適合するものでなければならぬ。当該解釈は、各締約国が適当と認める方法により公に利用可能なものとする。

第九十四条 附属書の解釈

1 裁判所は、被申立人が違反があつたとされる措置について附属書六又は附属書七に記載する適合しない措置の適用範囲内にある旨を抗弁として主張する場合において、当該被申立人の要請があつたときは、委員会にその事案についての解釈を採択するよう要請する。委員会は、そのような要請が行われた日の後六

十日の期間内に、解釈を採択し、及び当該解釈を書面により裁判所に提出する。

- 2 1の規定に従って委員会が採択し、及び提出する解釈は、裁判所を拘束するものとし、いかなる裁定も、当該解釈に適合するものでなければならぬ。裁判所は、委員会が1に規定する六十日の期間内に解釈を提出しない場合には、その事案につき決定する。

第九十五条 仲裁への参加

- 1 被申立人でない締約国は、紛争の当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき裁判所に対し意見を提出することができる。

- 2 被申立人でない締約国は、被申立人から次に掲げるものの写しを受領する権利を有する。

- a) 裁判所に提出された証拠

- b) 紛争の当事者の書面による陳述

第九十六条 仲裁地

裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において仲裁を行う。

第九十七条 先決問題

- 1 a) 裁判所は、被申立人が要請する場合には、裁判所が法律上の問題として被申立人に対して第百三条に規定する裁定を下すことができないとの被申立人による異議について、先決問題として取り扱い、及び決定する。ただし、そのような要請が、裁判所の設置の後できる限り速やかに、かつ、裁判所が被申立人による答弁書の提出の期限として定める日の前に行われることを条件とする。裁判所は、当該異議について決定するに当たり、仲裁の通知における請求を裏付ける申立人の主張であって、事実に係るものを前提とする。裁判所は、争点となっていない関連するいかなる事実についても検討することができ
- (b) a) の規定は、裁判所が a) に規定する異議でない異議（例えば、紛争が裁判所の管轄に属しないとの異議）を先決問題として取り扱う権限を害するものではない。
- c) 裁判所は、a) に規定する異議に関する要請があった場合には、本案についての手続を停止し、他の先決問題を検討するために定めた日程と適合するよう当該異議について検討するための日程を定め、及び当該異議につき理由を付して決定を行い、又は裁定を下す。

2 裁判所は、被申立人が裁判所の設置の後四十五日以内に要請する場合には、1(a)に規定する異議又は紛争が裁判所の管轄に属しないと異議について、迅速に取り扱い、及び決定する。裁判所は、本案についての手続を停止し、及び要請の日の後百五十日以内（口頭陳述が行われたとき又は特別な事情があるときは百八十日以内）に、当該異議につき理由を付して決定を行い、又は裁定を下す。

3 裁判所は、1又は2の規定に基づき被申立人の異議について決定する場合には、正当な理由があるときは、主張を認められた紛争の一方の当事者が異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用（弁護士費用を含む。）を支払うよう命ずる裁定を下すことができる。裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たっては、申立人の請求又は被申立人の異議に根拠がなかったか否かについて検討するものとし、紛争の当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

4 被申立人は、1又は2の規定に基づく要請を行い、又は行わなかったことのみを理由として、本案について異議を申し立て、又は陳述を行う権利を放棄するものではない。

第九十八条 保険契約又は保証契約

被申立人は、この節の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的

のために、申立人が、保険契約又は保証契約に基づいて、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償を既に受領し、又は将来受領する旨を主張することはできない。

第九十九条 暫定的な保全措置

裁判所は、紛争の一方の当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争の一方の当事者が所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができ、裁判所は、差押えを命じ、又は第八十九条1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。

第一百条 専門家による報告

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請があつた場合には、又は裁判所の職権により（紛争の当事者が別段の合意をする場合を除く。）、仲裁手続において紛争の一方の当事者が提起した事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争の当事者が合意する条件に従って、環境、保健、安全その他の科学的な事項の分野における一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則が認めるその他の専門家の任命を妨げない。

第百一条 複数の請求の併合

1 紛争の一方の当事者は、第八十九条1の規定による仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、2から10(までに定める条件に従って併合の命令を求めることができる。

2 この条の規定による併合の命令を求める紛争の一方の当事者は、事務局長に対し、この条の規定による一の裁判所を設置するよう書面により要請する。その要請には、次の事項を明記する。

a) 命令の対象となることを求めるすべての紛争の当事者の氏名又は名称及び住所

(b) 求める命令の内容

c) 命令を求める根拠

3 事務局長が2の規定による要請を受領した日の後六十日以内に請求が1に定める要件を満たさないと判断しない限り、一の裁判所がこの条の規定により設置される。

4 この条の規定により設置される一の裁判所は、命令の対象となることを求められたすべての紛争の当事者が別段の合意をしない限り、次の規定に従い三人の仲裁人により構成する。

(a) 一人の仲裁人は、すべての申立人の合意により任命される。

b) 一人の仲裁人は、被申立人により任命される。

(c) 裁判長となる仲裁人は、事務局長により任命される。ただし、当該裁判長となる仲裁人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争の一方の当事者のいずれかによつて雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の請求を取り扱つたことがあつてはならない。

5 事務局長が2の規定により要請を受領した日の後六十日以内に被申立人又は申立人が4の規定に従つて仲裁人を任命することができない場合には、命令の対象となることを求められた紛争の当事者のいずれも、事務局長に対し、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。事務局長は、被申立人が仲裁人を任命することができない場合には当該被申立人の国民を仲裁人に任命するものとし、また、申立人が仲裁人を任命することができない場合には被申立人でない締約国の国民を仲裁人に任命する。

6 第八十九条1の規定による仲裁に請求を付託した申立人は、当該申立人の請求が、2の規定により併合

が要請されている請求と共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び当該併合が要請されている請求と同一の事態又は状況から生じていると認めるにもかかわらず、2の規定による要請において当該申立人の氏名又は名称が掲げられなかった場合には、この条の規定により設置される一の裁判所に対し、当該申立人を7の規定に従って行われる命令の対象となるよう書面により要請することができる。その要請には、次の事項を明記する。

- a) (当該申立人の氏名又は名称及び住所
- (b) 求める命令の内容
- c) 命令を求める根拠

7 この条の規定により設置される一の裁判所は、第八十九条1の規定による仲裁に付託された二以上の請求が、共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有し、及び同一の事態又は状況から生じていると認める場合には、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争の当事者の意見を聴取した後に、命令を發出し、次のいずれかの事項を行うことができる。

- a) (請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し、及び決定すること。

(b) 請求のうち、当該一の裁判所が決定することが他の請求の解決に資すると信ずる一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し、及び決定すること。

8 この条の規定により設置される一の裁判所は、UNCITRAL仲裁規則（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁手続を行う。

9 第九十二条の規定により設置される裁判所は、請求の全部又は一部であつてこの条の規定により設置される一の裁判所が管轄権を行使するものにつき、決定する管轄権を有しない。

10(この条の規定により設置される一の裁判所は、7に規定する命令を發出するか否かを決定するまでの間、紛争の一方の当事者の申請に基づき、第九十二条の規定により設置される裁判所の手続の延期を命令することができる。

11 この条を除くこの節の規定は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、この条の規定により設置される一の裁判所について適用する。

第百二条 裁定案

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請があつた場合には、裁定（第九十七条の規定により下す裁定を除

く。)を下す前に、紛争の当事者に対して裁定案を提示する。紛争の当事者は、当該裁定案が提示された日の後六十日以内に、裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。裁判所は、当該意見を検討し、裁定案が提示された日の後百五日以内に裁定を下す。

第百三条 裁定

1 裁判所は、被申立人に対して裁定を下す場合には、次の(a)若しくはb)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

(a) 損害賠償金及び適当な利子

b) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

裁判所は、仲裁に係る費用（弁護士費用を含む。）についても、この節の規定及び適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

2 1の規定に従うことを条件として、請求が第八十九条1b)の規定により仲裁に付託される場合には、

a) 損害賠償金及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が企業に対して行われることを定め

るものとする。

b) (原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が企業に対して行われることを定めるものとする。

3 裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

4 裁判所による裁定は、紛争の当事者間において、かつ、特定の事件に関してのみ拘束力を有する。

5 紛争の一方の当事者は、7の規定に従うことを条件として、遅滞なく、裁定に従う。

6 被申立人が裁定に従わない場合には、被申立人でない締約国は、第七十八条の規定により仲裁裁判所の設置を要請することができる。この場合には、当該被申立人でない締約国は、当該仲裁裁判所の手続において、次の事項を求めることができる。

(a) 裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨を決定すること。

b) 被申立人が裁定に従うべきである旨を勧告すること。

7 紛争の一方の当事者は、裁定が最終的なものとなるまでの間、その執行を求めることはできない。裁定は、それぞれ次の時に最終的なものとなる。

a) (ICSID条約による仲裁において下される裁定の場合には、次の(i)又はii)のいずれかの時

(b) チリについては、外務省法務局

2 委員会は、1に規定する当局の住所を公に利用可能なものとする。

第三節 定義

第二百五条 定義

1 この章の規定の適用上、

(a) 「申立人」とは、前節の規定による仲裁に請求を付託する締約国の投資家をいう。

(b) 「紛争の当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(c) 「紛争の一方の当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(d) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(e) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

f) 「ICSIDに係る追加的な制度についての規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

g) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国

民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(h) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配するすべての種類の資産であつて、投資としての性質を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

注釈 1 投資としての性質には、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。

注釈 2 投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

- (i) (企業及び企業の支店
- ii) 株式、出資その他の形態の企業の特分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（締約国又は公的企業の債務証券は含まない。）
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- v) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）
- vi) 知的財産権

- vii) (国内法により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）
- viii) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権
- (i) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。
- (j) 「締約国の投資家」とは、一方の締約国の自然人若しくは企業、当該一方の締約国又はその公的企業であつて、他方の締約国の区域内に投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。
- (k) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。
- (1) 「被申立人」とは、締約国であつて、これに対する請求が前節の規定による仲裁に付託されたものをいう。
- (m) 「事務局長」とは、ICSIDの事務局長をいう。
- (n) 「裁判所」とは、第九十二条の規定により設置される仲裁のための裁判所又は第百一条の規定により

設置される仲裁のための一の裁判所をいう。

o) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、千九百七十六年十二月十五日に国際連合総会によって承認された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

2 この章の規定の適用上、

(a) 投資家が企業を「所有」とするとは、投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 投資家が企業を「支配」とするとは、投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき締約国の法令に従って法的に指示する権限を有する場合をいう。

第九章 国境を越えるサービスの貿易

第一百六条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。この措置には、次のものを含む。

a) サービスの提供に影響を及ぼす措置

注釈 サービスの提供に影響を及ぼす措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに影響を及ぼす措置を含む。

(b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c) サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービス（流通、運送及び電気通信網を含む。）へのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置

(d) 一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

a) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

b) 第二百二十八条に定義する金融サービス

c) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を

及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

- i) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - iii) コンピュータ予約システムのサービス
- (d) 政府調達
- (e) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
- f) 一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置
- (g) 政府の権限の行使として提供されるサービス

第一百七七条 内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条のいかなる規定も、いずれの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならぬ

い。

第一百八条 最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第一百九条 現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

注釈 「国境を越えるサービスの提供」とは、「国境を越えるサービスの貿易」と同一の意味を有する。

第一百十条 適合しない措置

1 前三条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) (i) これらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
i) チリについては、

- (A) 国の政府により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置
- (B) 地方政府により維持される措置

注釈 「国の政府」には地域政府を含む。

(ii) 日本国については、

A) 中央政府又は都道府県により維持され、附属書六の自国の表に記載する措置

(B) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c) a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前三条の規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2 前三条の規定は、附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第百十一条 通報

1 一方の締約国が、附属書六の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合に

は、当該一方の締約国は、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第一百十二条 許可、資格、技術上の基準及び免許

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連するすべてのサービス分野において、当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置が、サービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第百十三条 相互承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、

a) 第百八条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、

満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第百十四条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に関するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2 1の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 内国民待遇及び最恵国待遇に基づいて適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- (d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な国境を越えるサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対し速やかに通報する。

第百十五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の企業であつて当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

a) (当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを

当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の企業であつて当該他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百十六条 定義

1 この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(c) 「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。ただし、第百五条に定義する一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内におけるサービスの提供を除く。

- i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供
 - ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であつて、当該一方の締約国の自然人又は企業により他方の締約国の自然人又は企業に対して行われるもの
 - iii) 一方の締約国の自然人によるサービスの提供であつて、他方の締約国の区域内で行われるもの
- d) 「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。
- (i) 締約国のすべての段階の政府又は公的機関が採用し、又は維持する措置
 - ii) 非政府機関が、締約国のすべての段階の政府又は公的機関によって委任された権限を行使するに当たつて、採用し、又は維持する措置
- (e) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。
- (f) 「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する者をいう。
- (g) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。
- (h) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービス

スの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

i) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

2 この章の規定の適用上、

(a) 企業がいずれかの者によつて「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業がいずれかの者によつて「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の大過半数を指名し、又は当該企業の活動につき締約国の法令に従つて法的に指示する権限を有する場合をいう。

第十章 金融サービス

第一百七十七条 適用範囲

- 1 この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するものについて適用する。
 - (a) 他方の締約国の金融機関
 - (b) 当該一方の締約国の区域内にある金融機関に投資する他方の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産
 - (c) 国境を越える金融サービスの貿易
- 2 第八十一条から第八十六条まで、第百十四条及び第百十五条の規定は、1に規定する措置について準用する。前二章の他の規定は、1に規定する措置については、適用しない。
- 3 この章の規定は、附属書五の規定に従う。
- 4 この章の規定は、次のものについては、適用しない。
 - (a) 締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次の事項に関するもの
 - (i) 当該締約国の中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂

行するために行う活動

(ii) 公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス（ただし、当該締約国が自国の金融機関に対し当該活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合を除く。）

(iii) 当該締約国（公的機関を含む。）の勘定のために、その保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービス（ただし、当該締約国が自国の金融機関に対し当該活動又はサービスについて公的機関又は金融機関との競争を行うことを認める場合を除く。）

b) 政府調達

c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

d) 一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

第百十八条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、

自国の区域内にある金融機関及び自国の区域内にある金融機関についての投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、附属書十の自国の表に記載する分野において、当該表に定める条件及び制限に従い、金融機関及び投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分に関し、他方の締約国の金融機関及び他方の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況において自国の金融機関及び自国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第一百十九条 金融機関に関する市場アクセス

1 一方の締約国は、金融機関に関する市場アクセスに関し、他方の締約国の金融機関に対し、附属書十の自国の表において定める制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。一方の締約国は、金融機関に関する市場アクセスに関し、自国の区域内に金融機関を設立しようとする他方の締約国の投資家に対し、附属書十の自国の表において定める制限及び条件に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書十の自国の表において別段の定めが

ある場合を除くほか、小地域を単位とするか自国の全区域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) 金融機関の数の制限（数量割当て、独占、排他的な金融機関又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) 金融サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) 金融サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示された金融サービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、金融サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

d) 特定の金融サービスの分野において雇用され、又は金融機関が雇用する自然人であって、特定の金融サービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるも

の又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

e) (金融機関が合弁企業その他の法定の事業体を通じて金融サービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第二百二十条 国境を越える貿易

1 一方の締約国は、附属書十一の自国の表に定める制限及び条件に従い、他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するものに対し、内国民待遇を確保しつつ、当該表に記載する金融サービスを提供することを許可する。

2 一方の締約国は、附属書十二の自国の表に定める制限及び条件に従い、当該一方の締約国の区域内に所在する者及び他方の締約国の区域内に所在する自国の自然人が、他方の締約国の区域内に所在する当該他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するものから、当該表に記載する金融サービスを購入することを許可する。この義務は、当該一方の締約国に対し、当該他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するものが、当該一方の締約国の区域内において営業すること又は勧誘することを許可することを要求するものではない。当該一方の締約国は、この

条の規定の適用上、1の規定に基づく自国の義務に反しない限りにおいて、「営業すること」及び「勧誘すること」を定義することができる。

3 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するもの及びその金融商品に対し、登録を要求することができる。

第二百一十一条 新たな金融サービス

1 一方の締約国は、附属書十の自国の表において約束を行った分野又は小分野において、当該表に定める制限及び条件に従い、他方の締約国の金融機関に対し、自国の区域内で新たな金融サービスを提供することを許可する。ただし、当該新たな金融サービスの導入が、当該一方の締約国に対し、新たな法令を制定し、又は現行の法令を修正することを要求するものでないことを条件とする。

2 各締約国は、新たな金融サービスが提供される法的形態を決定し、及び新たな金融サービスの提供のための許可を要求することができる。

第二百二十二条 特定の情報の取扱い

この章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が

所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第二百二十三条 例外規定

この章の他の規定及び前二章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供する者が負う者を保護するための措置又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二百二十四条 自主規制団体

一方の締約国は、他方の締約国の金融機関が自国の区域内で金融サービスを提供するため自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は当該自主規制団体を利用することを要求している場合には、当該自主規制団体が当該他方の締約国の金融機関に対し内国民待遇を与えることを確保する。

第二百二十五条 支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内で設立された他方の締約国の金融機関に対し、

公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第二百二十六条 金融サービスに関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
 - (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。
 - (c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - d) 委員会が第九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、次の職員から成る。
- a) 日本国については、外務省及び金融庁の職員

(b) チリについては、財務省の職員

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第二百二十七条 紛争解決

1 第一百七十七条の規定による協議であつて、信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関するものは、次の職員が参加する。

(a) 日本国については、外務省及び金融庁の職員

(b) チリについては、財務省の職員

2 締約国は、第一百七十七条の規定による協議のみを理由として、特定の規制、監督、管理又は執行に関する問題につき、情報を開示し、又はいずれかの行動を差し控えることを要求されるものではない。

3 この章の規定の下で生ずる紛争のために第七十八条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに関する法律又は実務（金融機関に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有する仲裁人によつてのみ構成する。

第二百二十八条 定義

この章の規定の適用上、

a) 「締約国のサービス提供者であつて、国境を越えて金融サービスを提供するもの」とは、締約国の区域内において金融サービスを提供する業務に従事し、かつ、国境を越える金融サービスの提供を通じ、金融サービスを提供しようとし、又は提供する当該締約国の者をいう。

注釈 「国境を越える金融サービスの提供」は、「国境を越える金融サービスの貿易」と同一の意味を有する。

(b) 「国境を越える金融サービスの貿易」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。ただし、一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内における金融サービスの提供を除く。

i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域への金融サービスの提供

ii) 一方の締約国の区域内における金融サービスの提供であつて、当該一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

iii) 一方の締約国の自然人による金融サービスの提供であつて、他方の締約国の区域内で行われるもの

(c) 「金融機関」とは、その所在する締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認めら

れ、かつ、金融機関として規制され、又は監督される企業をいう。

d) 「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国内に所在する金融機関であつて、他方の締約国の者により所有され、又は支配されるものをいう。

(e) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

i) (保険及び保険関連のサービス

(A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(AA) 生命保険

BB) 生命保険以外の保険

(B) 再保険及び再々保険

(C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求

の処理サービス)

ii)(銀行サービスその他の金融サービス (保険及び保険関連のサービスを除く。)

(A) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

B) すべての種類の貸付け (消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。)

(C) ファイナンス・リース

(D) すべての支払及び送金のサービス (クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。)

(E) 保証

F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引 (取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。)

(AA) 短期金融市場商品 (小切手、手形及び預金証書を含む。)

BB) 外国為替

CC) 派生商品 (先物及びオプションを含む。)

- DD) (為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
- EE) 譲渡可能な有価証券
- FF) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- GG) (すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- HH) (資金媒介業
- II) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
- JJ) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
- KK) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
- LL) (A)からK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信

用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(f) 「投資財産」とは、第百五条 1 h) に定義する投資財産をいう。ただし、同条 1 h) に規定する貸付金又は債務証券については、次のとおりとする。

i) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券は、当該金融機関が所在する締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

ii) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証券 (i) に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。) は、投資財産ではない。

(iii) 締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証券は、投資財産ではない。

(iv) 国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証券 (i) に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。) は、当該貸付金又は当該債務証券が第百五条 1 h) に規定する投資財産の基準を満たす場合には、第八章に規定する投資財産である。

- g) 「締約国の投資家」とは、第百五条1(j)に定義する締約国の投資家をいう。
- (h) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であつて、金融サービスを提供する者によつて一方の締約国の区域内では提供されていないが他方の締約国の区域内では提供されているものをいう。
- (i) 「締約国の者」とは、締約国の自然人又は企業をいい、第三国の企業の支店を含まない。
- (j) 「公的機関」とは、締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局若しくは締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて、主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）又は中央銀行若しくは金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関（当該機能を遂行しているときに限る。）をいう。
- (k) 「自主規制団体」とは、金融機関に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。
- 第十一章 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在

第百二十九条 一般原則

1 この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、商用目的での国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づき促進し、並びに入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2 各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第三百三十条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国の国民であつて、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の

国民の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が附属書十三に定める各区分における条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする。

注釈 特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の区分の下で与えられる利益が無効にされ、又は侵害されたいるとはみなさない。

第三百十一条 入国及び一時的な滞在の許可

一方の締約国は、この章の規定（附属書十三の規定を含む。）に従い、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する。

第三百十二条 情報の提供

(a) 一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供する。

- b) (各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する説明資料を包括的な文書により、両締約国において公に利用可能なものとする。
- (c) 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、自国の法令に従い、他方の締約国の国民に対する入国及び一時的な滞在の許可であつて、この章の規定に基づくものに関する資料を当該他方の締約国が利用することができるようにする。

第三百三十三条 紛争解決

1 第十六章に定める紛争解決手続は、次のa)及びb)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

- (a) 入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の種類があること。
- (b) 該当する一方の締約国の国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。
- 2 他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、決定が行われないことが当該国民に起因する遅延によるものでないときは、1 b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第三百三十四条 出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第二章及び第十六章から第十九章までの規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第三百三十五条 定義

この章の規定の適用上、

a) 「入国及び一時的な滞在」とは、一方の締約国の国民が永続的に居住する意図を有することなく他方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

b) 「出入国管理に関する法令」とは、国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす法令をいう。

第十二章 政府調達

第三百三十六条 適用範囲

1 この章の規定は、次に規定する政府調達（購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の方法を通じて行う契約によるもの）に関する措置であつて、締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a) 附属書十四第一部において特定する機関による調達

b) 附属書十四第二部において特定する物品の調達、附属書十四第三部において特定するサービスの調達及び附属書十四第四部において特定する建設サービスの調達

c) 調達の公示を行う時点において、契約の価額が附属書十四第五部において特定する基準額以上であると見積もられる調達

2 1の規定は、附属書十四第六部に定める一般的注釈の規定に従う。

3 いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

第三百三十七条 内国民待遇及び無差別待遇

1 一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、即時にかつ無条件で、自国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行について、次の事

項を確保する。

a) 自国の機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の自然人又は企業との提携関係の程度に基づいて、又は他方の締約国の自然人又は企業が当該供給者を所有していることに基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱わないこと。

(b) 自国の機関が、国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて、差別しないこと。

3 この条の規定は、輸入について、又は輸入に関連して課されるすべての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則（制限及び手続を含む。）並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する法令、手続及び慣行を除く。）については、適用しない。

第三百三十八条 契約の評価

この章の規定を実施する上で、契約の価額の算定に当たっては、次の規定に従う。

(a) 評価については、すべての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料及び利子を含む。）を考慮する。

b) 機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達も分割してはならない。

(c) 調達計画が選択権条項を必要とする旨定めている場合においては、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む最大限の調達価額の総額とする。

第三百三十九条 調達の効果を減殺する措置の禁止

各締約国は、自国の機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において、又は入札の評価及び落札の決定において、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮しないことを確保する。この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、機関が調達に先立ち、又は調達の過程において考慮し、求め、又は課する条件であつて、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はこれらと同様のことを要求することにより、国内の開発を奨励し、又は当該機関が属する締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第四百十条 技術仕様

1 技術仕様であつて、品質、性能、安全、寸法等の調達される物品若しくはサービスの特性、記号、専門

用語、包装、証票及びラベル又は生産工程及び生産方法並びに適合性評価手続に係る要件について調達機関が定めるものは、貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又はこれをもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

2 機関は、技術仕様については、適当な場合には、次の a) 及び b) の規定の要件に従って定める。

a) (デザイン又は記述面の特性よりも性能に着目して特定すること。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内強制規格、認められた国内任意規格又は建築基準に基づくこと。

3 各締約国は、自国の機関が、技術仕様において、特定の商標、商号、特許、デザイン、型式、産地、生産者若しくは供給者を要件とし、又はこれらに言及することのないことを確保する。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付すときは、この限りでない。

4 各締約国は、自国の機関が、特定の調達のためのあらゆる技術仕様の準備又は採用に利用し得る助言を、公正な競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性がある者

に対し求め、又は当該者から受けないことを確保する。

第四百十一条 入札の手續

1 各締約国は、自国の機関の入札の手續が無差別に適用され、かつ、この章の規定に合致することを確保する。

2 各締約国は、自国の機関が、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法により与えないことを確保する。

第四百十二条 供給者の資格の審査

1 一方の締約国は、自国の機関が、供給者の資格の審査の過程において、他方の締約国の供給者を差別しないことを確保する。資格の審査に係る手續は、次の規定に合致するものでなければならない。

a) (入札の手續への参加のためのいかなる条件も、関心を有する供給者が資格の審査に係る手續を開始することができるよう、また、当該手續を早期に完了することが調達制度の効率的な運用と両立する場合には当該供給者が当該手續を早期に完了することができるよう、適当に早い時期に公示される。

(b) 入札の手續への参加のためのいかなる条件も、潜在的な供給者が当該入札に係る契約を履行する能力

を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。

c) 他方の締約国の供給者を供給者の名簿に記載又は特定の調達計画についての考慮の対象から除外することを目的として、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。機関は、特定の調達計画への参加のための条件を満たしている他方の締約国の供給者を資格を有する供給者として認める。特定の調達計画に参加しようとする供給者であつて、いまだ資格を有するに至っていないと認められるものについても、資格の審査に係る手続を完了するために十分な時間がある場合には、考慮される。

d) 機関は、資格を有する供給者の常設名簿を保持することができる。当該機関は、次の事項を確保する。

(i) 供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること。

ii) 当該名簿に記載されることを要請するすべての供給者であつて、資格を有するものの名称を適当な短期間内に当該名簿に記載すること。

(e) 機関は、次条1の規定により調達の公示が行われた場合において、いまだ資格を有するに至っていない

いと認められる供給者が調達計画に参加しようとするときは、速やかに資格の審査に係る手続を開始する。

f) (機関は、資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対しても、当該申請に係る決定を通知する。

2 1の規定は、倒産、清算若しくは債務不履行又は調達に関する虚偽の申告を理由として供給者を排除することを妨げるものではない。ただし、この措置は、この章の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致することを条件とする。

第四百十三条 調達の公示

1 各締約国は、それぞれの調達計画について、第四百七条に定める場合を除くほか、自国の機関が、関心を有する供給者が当該調達計画に参加することを招請する旨の調達の公示を、附属書十四第七部に掲げる適当な出版物において、事前に公に利用可能なものとすることを確保する。

2 それぞれの調達の公示における情報には、調達計画の説明、当該調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、機関の名称、当該調達計画に関連するすべての文書を入手することができる場所の住所及

び入札書の提出期限を含める。

3 各締約国は、自国の機関が、関心を有する供給者に対し、できる限り広範なかつ無差別の機会を与える方法により、調達の公示を適時に公に利用可能なものとすることを確保するよう努める。そのような方法は、単一の電子的な窓口を通じて無料で機会を与えるものとすることができる。

4 それぞれの調達計画について、調達の公示を公に利用可能なものとした場合において、その公示又は入札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し、又は再度公示することが必要となったときは、修正の公示又は再度公示される公示は、当初の公示と同一の方法により公に利用可能なものとする。特定の調達計画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、供給者がその情報を検討し、及びこれに対応することができるような適当に早い時期に、同時に他のすべての関係のある供給者に提供される。

第四百四十四条 入札の期限

一方の締約国は、次の事項を確保する。

(a) いずれの期限も、他方の締約国の供給者及び国内供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、か

つ、提出することができるよう決定されること。

b) 自国の機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間、調達の公示が公に利用可能なものとなるために生ずる時間等の要素を考慮すること。

第四百四十五条 入札説明書

1 供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を提出するために必要なすべての情報を記載する。

2 各締約国は、自国の機関が、入札説明書を利用可能なものとし、又は要請があった場合には入札の手續に参加する供給者に入札説明書を送付すること及び当該入札説明書についての説明を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保する。

3 各締約国は、自国の機関が、入札の手續に参加する供給者からの関連情報を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保するよう努める。ただし、その情報は、当該入札の手續において、競争者よりも当該供給者による落札のために有利となるものであってはならない。当該供給者に提供される情報について

は、入札に招請される他の供給者に提供することができる。

第四百四十六条 落札

- 1 落札の対象とされるためには、入札書が、開札の時に調達の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければならぬ。機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格又は他の入札書に記載された事項よりも例外的に有利な事項を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

- 2 機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であつて、最低価格による入札を行ったもの又は調達の公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする。

第四百四十七条 他の入札の手續

- 1 第四百四十一条から前条までの規定は、次の場合には適用する必要がない。ただし、一方の締約国の機関

が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは自国の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように、この条に定める入札の手続を用いないことを条件とする。

a) (第四百四十一条から前条までの規定に基づく入札に応ずる入札がない場合又は行われた入札が、当該一方の締約国の法令によりなれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合若しくはこの章により定められた参加の条件を満たしていない供給者によるものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

b) 物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c) 機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため第四百四十一条から前条までの規定に基づく入札手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを購入することができない

場合において真に必要なとき。

d) 機関が供給者を変更することにより既存の供給品、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性の要件に合致しない物品又はサービスを調達せざるを得なくなるため、既存の供給品若しくは設備の部分品の交換又は既存の供給品の補充、既存のサービスの拡大若しくは既存の設備の拡張のための追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合

e) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該機関が調達する場合

注釈 最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために、及び受入れ可能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために、限られた生産又は供給を行うことを含むことができるが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することを含まない。

f) 当初の契約には含まれていないが当初の入札説明書の目的の範囲内にある追加の建設サービスが、予

見することができない事情により、当該当初の契約に定める建設サービスを完了するために必要になった場合。ただし、当該追加の建設サービスのために締結する契約の総価額は、当初の契約の額の五十パーセントを超えてはならない。

g) 基本的な事業計画に合致する新たな建設サービスであつて、当該事業計画に係る当初の建設サービスと同様の建設サービスの繰り返しから成るものうち、当該当初の建設サービスの契約が第四百四十一条から前条までの規定に従つて落札され、かつ、機関が当該当初の建設サービスに係る調達の公示において当該新たな建設サービスの契約の締結につきこの条に定める入札の手続を用いる可能性があることを公示している場合

(h) 商品市場において購入される物品

(i) 極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(i)の規定は、通常は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とするものであり、通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを意図したものはない。

j) (契約が、設計コンテストの受賞者と締結される場合。ただし、当該コンテストは、この章の原則に合致する方法で行われ、かつ、その受賞者と設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されることを条件とする。

2 各締約国は、1に定める入札の手続を用いる必要がある場合にはいつでも、自国の機関が記録を保管し、又は当該入札の手続の正当性を示す報告書を作成することを確保する。

第四百八十八条 落札後の情報公開

1 各締約国は、自国の機関が、附属書十四第七部に掲げる適当な出版物により、落札の決定の後、例えば次の情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

- a) 落札に係る物品又はサービスの特質及び数量
- b) 契約を締結する機関名及びその住所
- c) 落札の日
- d) 落札者の名称及び住所
- e) 落札価額

f) 用いられた手続

2 各締約国は、締約国の供給者から要請があつた場合には、自国の機関が速やかに次の事項を含む情報を提供することを確保する。

(a) 当該供給者の資格審査の申請が拒否された理由、当該供給者が資格を失つた理由及び当該供給者が選
択されなかつた理由に関する適切な情報

(b) 当該供給者が落札者とされなかつた場合には、当該供給者の入札が落札とならなかつた理由に関する
適切な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する情報を含む。）及び落札者の名称

3 一方の締約国は、自国の供給者が落札者とされなかつた場合には、第十六章の規定の適用を妨げること
なく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めること
ができる。他方の締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格
についての情報を提供する。当該一方の締約国は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原
則として落札の価格についての情報を公表することができる。この情報の公表が将来の入札における競争
を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、当該一方の締約国は、当該他方の締約国

と協議し、かつ、その同意を得た後でなければ、当該情報を公表してはならない。

第四百十九条 苦情申立ての手續

1 調達機関は、政府調達に関するこの章の規定に対する違反があつた旨の供給者からの苦情があつた場合には、苦情申立ての制度により是正措置がとられることの妨げとなることのないような方法で、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

2 各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手續を定める。

3 各締約国は、苦情申立ての手續を文書により定め、かつ、当該文書を一般に利用可能なものとする。

4 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のすべての側面に係る文書が少なくとも三年間保管されることを確保する。

5 関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手續を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、そ

の期間は、十日を下回ってはならない。

6 苦情申立ては、調達の結果にいかなる利害関係も有していない公平なかつ独立した検討機関であつて、任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関については、その意見又は決定を司法上の審査の対象とするか、又は少なくとも次の手続を有するものとする。

- (a) 参加者は、検討機関の意見が出され、又は決定が行われる前に意見を述べる事が認められること。
- b) 参加者は、代理人及び補佐人を認められること。
- c) 参加者は、すべての手続に参加することができること。
- d) 手続を公開で行うことが認められること。
- (e) 検討機関の意見又は決定が、その根拠に関する説明とともに書面によつて与えられること。
- (f) 証人の出席が認められること。
- g) 検討機関に対し文書が開示されること。

7 苦情申立ての手続は、次の事項を定める。

(a) この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。ただし、苦情申立ての手続には、当該措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができる。

(b) 申し立てられた苦情の正当性につき評価すること及び適当な場合には決定すること。

c) 適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

8 苦情申立ての手続は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として合理的な期間内に完了させる。

第百五十条 調達における電子的な通信手段の利用

1 両締約国は、政府調達がインターネット又はこれと同等のコンピュータを使用する電気通信網を通じて行われる機会を提供するよう努める。

2 各締約国は、この章の規定に基づく供給者の商業上の機会を促進するため、自国の区域内における政府

調達に係る供給の機会に関する包括的な情報を利用するための単一の電子的な窓口を採用し、又は維持するよう努めるものとし、また、政府調達に関連する措置に関する情報を利用可能なものとする。

3 両締約国は、入札説明書の提供及び入札書の受領について、可能な範囲内で、電子的な手段の利用を奨励する。

4 両締約国は、政府調達における電子的な手段の利用に関し、次の(a)及び(b)の規定の条件を満たす政策及び手続の採用を確保するよう努める。

a) 許可のない及び探知されない変更から文書を保護するものであること。

b) 調達機関の通信網上のデータ及び当該通信網を通過中のデータについて、適当な水準の保護を提供するものであること。

第百五十一条 例外規定

この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は維持すること、実施すること又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態

様で適用しないことを条件とする。

- a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 知的財産の保護のために必要な措置
- d) 心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はこれらにより提供されるサービスに

関する措置

第五十二条 訂正又は修正

1 一方の締約国は、附属書十四に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに他方の締約国に通報する。

2 1に規定する訂正又はその他の修正であつて純粹に形式的又は軽微なものは、第九十七条の規定にかかわらず、三十日以内に当該他方の締約国から異議の申立てがない場合に効力を生ずる。その他の場合において、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定

める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。

3 両締約国の間で2に規定する訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した当該他方の締約国は、第十六章に定める紛争解決手続を利用することができる。

注釈 この章の他の規定にかかわらず、締約国は、自国の機関の再編成（当該機関が行う調達が分散されるような計画又は当該機関の任務がいずれの政府機関によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。そのような再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、そのような再編成を実施してはならない。

第五百五十三条 機関の民営化

中央政府又は国の政府が附属書十四第一部において特定する機関の持分を保有し、又は当該機関の役員を指名することができる場合においても、当該機関に対する中央政府又は国の政府による監督が実効的に排除

されたときは、この章の規定は、当該機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該機関の名称を他方の締約国に通報する。

第五百五十四条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

a) (当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の供給者であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の者によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の供給者が当該他方の締約国の区域内に

において実質的な事業活動を行っていないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の供給者に対し、この章の規定による利益を認めることができる。

第百五十五条 追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定により他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合において、当該他方の締約国の要請があるときは、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第百五十六条 政府調達に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- b) 各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報を分析すること。

(c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 委員会が第九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五百五十七条 定義

この章の規定の適用上、「供給者」とは、機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第十三章 知的財産

第五百五十八条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとる。

2 両締約国は、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転

に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定及び貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、とることができる。

3 両締約国は、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している知的財産に関する他の多数国間の協定に基づく現行の権利及び義務を確認する。この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している知的財産に関する他の多数国間の協定に基づき両締約国が有する現行の権利を害し、及びそのような協定に基づき両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

4 この章の規定の適用上、知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

a) (第六十一条から第六十三条までの規定の対象となるもの

(b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第二百五十九条 手続事項の簡素化

1 各締約国は、知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとる。

2 各締約国は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に

従った特許及び実用新案の分類を使用する。各締約国は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に従った商品及びサービスの分類を使用する。

第六十条 透明性

各締約国は、知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産に関する制度についての情報を公衆が利用することができるようにするための適切な措置をとる。

第六十一条 商標

各締約国は、自国の法令に従い、利害関係者が商標の登録出願又は登録に異議を申し立て、及び商標の登録の取消しを請求する機会を与える。

第六十二条 植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年の植物の新品種の保護に関する国際条約の締約国でない場合には、二千九年一月一日までに同条約の締約国となるものとする。

第六十三條 地理的表示

1 両締約国は、附属書十五に規定するぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示が貿易関連知的所有権協定第二十条1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する。

2 第九十七条2の規定にかかわらず、委員会は、両締約国が提案する附属書十五の修正を第九十条1(d) i)の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換により確認される。

第六十四條 権利行使

1 各締約国は、自国の税関当局が自国に輸入され、又は自国から輸出されようとしている物品であつて、特許権、実用新案権、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を停止することに關する手続を定める。

2 各締約国は、自国の司法当局が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができ合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によつて権利者が被つた損害を補償するために適當な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを確保する。

3 各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第六十五條 知的財産に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。
 - i) (知的財産の分野における協力の分野及び形態
 - ii) 知的財産権の行使
 - (iii) 地理的表示
- iv) 知的財産の保護についての啓発

(c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 委員会が第九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十四章 競争

第六十六条 一般規定

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、この章の規定に適合する方法により、貿易及び投資の自由化による利益が反競争的行為により減損され、又は無効にされることを回避するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第六十七条 反競争的行為の規制に関する協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

第六十八条 無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第六十九条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第七十条 透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第七十一条 第十六章の規定の不适用

第十六章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十五章 ビジネス環境の整備

七十二條 ビジネス環境の整備のための協議

両締約国は、両締約国の民間企業による貿易及び投資の活動を促進するために一層良好なビジネス環境を創出することについて両締約国が関心を有していることを確認し、両締約国のビジネス環境の整備に関する

問題に取り組むために随時協議する。

第七十三条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- a) (両締約国のビジネス環境を整備するための方法及び手段について討議すること。
- b) 必要に応じ、両締約国に対し、両締約国がとるべき適当な措置について勧告を行うこと。
- c) 両締約国政府の関係当局から、b) (に規定する勧告の実施に関する情報を受領すること。
- d) 必要に応じ、b) (に規定する勧告を適当な方法により公表すること。
- (e) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- f) 委員会が第九十条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知

識を有するものをコンセンサス方式によって招請することができる。

5 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

6 小委員会は、関連する他の小委員会又は作業部会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会又は作業部会と協力する。

第七百七十四条 次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十六章 紛争解決

第七百七十五条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の実施、解釈又は運用に関する両締約国間の紛争の回避又は解決について適用する。

第七百七十六条 紛争解決手続の選択

1 この協定及び世界貿易機関設立協定の双方に関する問題について紛争が生ずる場合には、申立てを行う締約国は、当該紛争を解決するための紛争解決手続を選択することができる。

2 1の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、申立てを行う締約国がこの章の規定により仲裁裁判所の設置を要請し、又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定により小委員会の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し選択されなかった仲裁裁判所又は小委員会の手続を利用してはならない。

第七十七条 協議

1 一方の締約国は、この協定の実施、解釈又は運用に関するいかなる問題（他方の締約国がとろうとしている措置（以下この章において「将来の措置」という。）に関する問題を含む。）についても、書面により当該他方の締約国との協議を要請することができる。

2 協議を要請する締約国は、要請の理由（問題となつてゐる措置及び申立ての法的根拠を含む。）を付するものとし、また、問題を十分に検討することができるようにするための情報を提供する。

3 両締約国は、この条の規定による協議を通じて、問題についての相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

4 この条の規定による協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害す

るものではない。

第七十八條 仲裁裁判所の設置

1 前條の規定による協議を要請した締約国であつて、申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つた結果又は当該義務に反する措置をとつた結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a) 協議の要請が受領された日の後四十五日以内に両締約国が問題を解決することができない場合

b) 緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、協議の要請が受領された日の後三十日以内に

両締約国が問題を解決することができない場合

2 申立てを行う締約国は、申立てを受ける締約国が第三章及び第四章の規定に基づく義務に反しない措置をとつた結果、当該規定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めるときも、1に規定する仲裁裁判所の設置を要請することができる。

第一百八十条 仲裁裁判所の構成

1 仲裁裁判所は、三人の仲裁人により構成する。

2 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

3 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、2の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

4 いずれかの締約国が2の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が3の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、2に規定する三十日又は3に規定する四十五日の後の七日以内に、2の規定に従って提案された候補者の中かららくじ引で選ばれる。

5 すべての仲裁人は、次の要件を満たすものとする。

- (a) 法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識又は経験を有すること。
- (b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。
- (c) いずれの締約国政府からも独立しており、いずれの締約国政府とも関係を有しておらず、又はいずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

(d) 第百八十七条に規定する手続規則に定める行動規範を遵守すること。

6 この条の規定により任命された仲裁人が死亡し、行動することができなくなり、又は辞任した場合に
は、その後任者については、2から4までに規定する仲裁人の任命に関する手続を準用し、十五日以内に
任命する。当該後任者は、前任の仲裁人が有していたすべての権限及び任務を有する。仲裁裁判所の検討
は、当該前任の仲裁人が死亡し、行動することができなくなり、又は辞任した日から当該後任者が任命さ
れる日までの期間、停止する。

第百八十一条 仲裁裁判所の任務

1 仲裁裁判所は、自己に付託された紛争の客観的な評価（問題の事実関係、この協定の適用の可能性及び

この協定との適合性についての検討を含む。)並びに当該紛争の解決のために必要な他の認定を行い、及びそのような裁定を下すことを任務とする。

2 仲裁裁判所は、必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

第百八十二条 仲裁裁判手続

1 仲裁裁判は、非公開とする。

2 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書(裁定案に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。)については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

3 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

4 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

5 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

6 5の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができ。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

7 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国の経費を負担する。仲裁裁判所の裁判長に係る費用その他仲裁裁判手続の実施に関連する経費は、両締約国が均等に負担する。

第百八十三条 仲裁裁判手続の停止又は終了

1 両締約国は、いつでも仲裁裁判所がその検討を停止することに合意することができる。ただし、その停止の期間は、その合意の日から十二箇月を超えないことを条件とする。当該停止の場合には、次条2、5及び7並びに第百八十六条7に定める期間は、検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意を行う場合を

除くほか、その設置の根拠を失う。

- 2 両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百八十四条 裁定

- 1 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報、行われた陳述及びこの協定の関連規定を踏まえて行うものとする。
- 2 仲裁裁判所は、その設置の日の後百二十日以内に、又は緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には六十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。
- 3 裁定案は、両締約国がその特定の部分を検討することができるようにするため、説明部分並びに仲裁裁判所の認定、結論及び決定を含むものとする。
- 4 仲裁裁判所は、2に規定する百二十日又は六十日の期間内に裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。
- 5 締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書

面により提出することができる。

6 仲裁裁判所は、裁定案についての書面による意見を検討した後、当該裁定案を再検討し、及び適当と認める更なる検討を行うことができる。

7 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

8 仲裁裁判所の裁定は、それが下された日の後十五日以内に、秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、公に利用可能なものとする。

9 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百八十五条 裁定の実施

1 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、申立てを受けた締約国は、前条に規定する仲裁裁判所の裁定を直ちに実施する。当該申立てを受けた締約国は、当該裁定を直ちに実施することができない場合には、当該裁定を妥当な期間内に実施する。

2 1に規定する妥当な期間は、両締約国の合意により決定される。両締約国が前条に規定する仲裁裁判所の裁定が下された日の後四十五日以内に当該妥当な期間について合意できない場合には、いずれの締約国

も、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、当該仲裁裁判所は、当該妥当な期間を決定する。

3 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された妥当な期間内に前条に規定する仲裁裁判所の裁定を実施したか否かにつき両締約国間で意見の相違がある場合には、いずれの締約国も、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

第百八十六条 未実施（代償及び譲許その他の義務の停止）

1 申立てを受けた締約国が申立てを行った締約国に対し前条2の規定により決定された妥当な期間内に裁定を実施することができない旨を通報する場合又は同条3の規定により問題を付託された仲裁裁判所が当該申立てを受けた締約国が当該妥当な期間内に裁定を実施していないことを確認する場合において、要請があるときは、当該申立てを受けた締約国は、相互に満足すべき代償について合意するため当該申立てを行った締約国と交渉を開始する。

2 1に規定する要請が受領された日の後二十日以内に相互に満足すべき代償について合意されない場合には、申立てを行った締約国は、三十日の予告をもって通告を行った後、申立てを受けた締約国に対するこ

の協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができる。

3 1に規定する代償及び2に規定する譲許その他の義務の停止は、一時的な手段であり、これらのいずれの手段よりも、裁定を完全に実施することが優先される。当該譲許その他の義務の停止は、裁定が完全に実施され、又は相互に満足すべき解決が得られるまでの間においてのみ適用される。

4 申立てを行った締約国は、2の規定によりいかなる譲許その他の義務を停止するかを検討するに当たり、次の規定に従うものとする。

(a) まず、第百八十四条に規定する仲裁裁判所によりこの協定に基づく義務の不履行又は第百七十八条2の意味における利益の無効化若しくは侵害があると認定された分野と同一の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みるべきである。

b) 同一の分野に関する譲許その他の義務を停止することができず、又は効果的でないと認める場合には、その他の分野に関する譲許その他の義務を停止することができる。ただし、2の規定により当該その他の分野に関する譲許その他の義務の停止の通告を行うに当たり、その理由を示すことを条件とする。

5 2に規定する讓許その他の義務の停止の程度は、無効化又は侵害の程度と同等のものとする。

6 申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国による讓許その他の義務の停止が2、3、4又は5に規定する要件を満たしていないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

7 この条又は前条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条又は前条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第八十条の規定に従って任命する。当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所は、当該六十日の期間内に裁定を下すことができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を最大限三十日間延長することができるとができる。当該仲裁裁判所の裁定は、それが下された日の後十五日以内に、秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、公に利用可能なものとする。当該仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第八十七条 手続規則

委員会は、この協定の効力発生の日に、この章の規定により設置される仲裁裁判所の規則及び手続の詳細

を規定する手続規則を採択する。

第百八十八条 規則及び手続の修正

この章（前条に規定する手続規則を含む。）に定める期間その他仲裁裁判所の規則及び手続は、両締約国の合意により修正することができる。

第十七章 委員会

第百八十九条 委員会の設置

両締約国は、ここに両締約国の大臣又は上級職員を共同議長とする委員会を設置する。

第百九十条 委員会の任務

1 委員会は、次の事項を行う。

a) この協定の実施、解釈及び運用について見直し及び監視を行い、並びにこの協定の実施、解釈及び運用に関するすべての事項について検討すること。

b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会及び作業部会の作業を監督し、及び調整すること。

(d) (次のものを選択すること。

(i) (附属書十五の修正

ii) 第五十二条に規定する運用上の手続規則

(iii) 第九十三条及び第九十四条に規定するこの協定の規定の解釈

iv) 第八十七条に規定する手続規則

v) 必要な決定

(e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

2 委員会は、小委員会及び作業部会を設置し、小委員会又は作業部会に対し助言を得るため事案を送付し、その任務の遂行を小委員会又は作業部会に委任し、並びに小委員会又は作業部会が提起する事案を検討することができる。

第九十一条 委員会の規則及び手続

1 委員会は、その規則及び手続を定める。

2 委員会の決定は、合意によって行う。

3 委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第十八章 例外規定

第百九十二条 一般的例外

1 第三章から第八章（第七十六条を除く。）までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第八章（第七十六条を除く。）から第十一章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定（脚注を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第百九十三条 安全保障のための例外

この協定（第七十六条を除く。）のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

a) (締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をと

ることを妨げること。

- i) (武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置
 - (ii) 戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置
 - (iii) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
- c) (締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第百九十四条 租税

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

注釈 「租税に係る課税措置」には、次のものを含めない。

- a) (第二十八条d)に定義する関税
- b) 第二十八条d) ii)に規定するダンピング防止税及び相殺関税

c) (第二十八条 d) (iii) に規定する手数料その他の課徴金

2 この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定の規定であつて租税に係る課税措置に関するものに基づくいずれの一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 第十三条の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置に適用する。

4 第一百七条及び第一百八条の規定は、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内で、租税に係る課税措置に適用する。

5 a) 第八十二条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。ただし、当該措置が収用に当たらないことが b) の規定に従つて決定された場合には、いずれの投資家も、同条の規定を第八十九条の規定による請求の根拠として援用することができない。

(b) 投資家は、第八十九条に規定する付託の意図の通知を送付した時は、当該措置が収用に当たるか否かを決定するために、第十条に定める連絡部局を通じ、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以

内に当該措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第八十九条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理人をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理人は、外務大臣又は権限を与えられたその代理人と協議の上、事案を検討する。

ii) チリについては、財務省国税庁長官をいう。

第十九章 最終規定

第九十五条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第九十六条 見出し

この協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百九十七条 改正

1 この協定は、両締約国の合意により改正することができる。

2 いかなる改正も、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

3 2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書四のみに関係する場合には、外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。

注釈 チリについては、この3の規定に定める改正は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として行う。

第百九十八条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百九十九条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年三月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

麻生太郎

チリ共和国のために

アレハンドロ・フォックスレイ